



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 新事業チャレンジ資金



○ どんな資金？

新製品や新サービスの開発など、経営革新に取り組む特定事業者及び中小企業者を応援する資金です。

新商品の開発や新技術の活用で経営を向上させたい場合、独自の技術を生かして事業展開したい場合などに活用できます。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる特定事業者、中小企業者及び組合

- 1 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権（第三者から技術移転を受けた者を含む。））に係る技術等を生かして事業を営むもの
- 2 中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むもの
- 3 (公財)かごしま産業支援センターが行う事業の採択を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの
- 4 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの
- 5 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業を営むもの

○ パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※適用を受けるには「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」が必要です。

○ 融資条件

| | 融資対象者1、3～5の場合 | 融資対象者2の場合 |
|--|---|--|
| 融資限度額 | 運転資金・設備資金 5,000万円 | |
| 利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small> | 1年以内 年1.7% / 1年超3年以内 年1.9% / 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% / 7年超10年以内 年2.3% | |
| 信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small> | 年0%～年1.26% (・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等) 年0%～年1.16% | 年0.31% (・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等) 年0.21% |
| 融資期間 | 運転資金 7年以内（うち据置24月以内） / 設備資金 10年以内（うち据置36月以内） | |
| 償還方法 | 毎月均等分割 | |
| 取扱金融機関 | 鹿児島銀行 / 南日本銀行 / 鹿児島信用金庫 / 鹿児島相互信用金庫 / 奄美大島信用金庫 / 鹿児島興業信用組合 / 鹿児島県医師信用組合 / 奄美信用組合 / 福岡銀行 / 肥後銀行 / 宮崎銀行 / 西日本シティ銀行 / 熊本銀行 / 宮崎太陽銀行 / 商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。) | |
| 必要書類 | 信用保証委託申込書 / 県民税及び市町村民税の納税証明書 / 中小企業制度資金融資申込書 / 新事業チャレンジ資金事業計画書及びその添付書類 / 新事業チャレンジ資金新規性要件該当認定申請書 / 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し / パートナーシップ構築宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し / その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類 | |

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

